

第 173 話<患者救済史>の要約と参考資料

第 173 話<患者救済史>の要約

土呂久公害の患者救済史は 1972 年から 92 年まで 20 年間つづきました。この間、患者が分断されて混乱した原因は、黒木知事による補償あっせんにありました。加齢とともに悪化するヒ素中毒には、あっせん一時金でなく公健法による年金型救済がふさわしかったのです。

第 173 話<患者救済史>の参考資料

1 7 3 - 1 土呂久公害患者の補償に関する略年表

- 1972 年 7 月 31 日 土呂久地区の鉍害にかかわる社会医学的調査の報告
- 1972 年 8 月 23 日 宮崎県が「土呂久鉍山にかかわる健康被害の緊急医療救済措置要綱」で 7 人を慢性ヒ素中毒症に認定
- 1972 年 12 月 28 日 宮崎県知事あっせん最終鉍業権者住友金属鉍山が 7 人の患者に平均 240 万円の補償金を支払う
- 1973 年 2 月 1 日 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」で土呂久を公害病（慢性ヒ素中毒症）地域に指定
- 1973 年 6 月 30 日 住友鉍が鉍業権を放棄
- 1974 年 2 月 21 日 土呂久鉍山公害被害者の会が発足
- 1974 年 9 月 1 日 公害健康被害補償法施行
- 1975 年 12 月 27 日 土呂久公害患者 5 人と 1 遺族が住友鉍に損害賠償を求めて宮崎地裁延岡支部に提訴。1 陣訴訟は 78 年 3 月 7 日まで 4 回にわたり合計患者 22 人と 1 遺族が提訴。
- 1976 年 10 月 16 日 第 5 次知事あっせん 37 人の患者に 1 人平均 352 万円の補償金。1 次～5 次合わせて 82 人が請求権放棄を約束して平均 310 万円の補償金を受けとった
- 1983 年 7 月 4 日 土呂久鉍害補償自主交渉の会（世話人 7 人）が発足
- 1984 年 3 月 28 日 1 陣訴訟一審判決。22 人が勝訴、1 人は敗訴。
- 1984 年 3 月 29 日 住友鉍が福岡高裁宮崎支部に控訴。
- 1984 年 10 月 30 日 患者 15 人と 4 遺族（判決時は患者 9 人、9 遺族）が第 2 陣訴訟を起こす
- 1988 年 9 月 30 日 1 陣訴訟控訴審判決。原告 23 人全員が勝訴したが、賠償金から公健法給付を控除、原告 13 人に返還金を命令
- 1988 年 10 月 3 日 住友鉍が最高裁に上告

- 1990年3月26日 2陣訴訟1陣判決。患者18人全員（8人8遺族）が勝訴。
- 1990年3月27日 知事あっせん受諾患者が起こした行政不服で、公害健康被害補償不服審査会の裁決で2人に公健法給付が認められた
- 1990年3月30日 住友鋳が福岡高裁宮崎支部に控訴
- 1990年5月7日 原告側弁護士が最高裁に職権和解をだすように要請
- 1990年10月31日 最高裁で和解成立
- 1991年5月17日 宮崎県が「あっせん患者に対する法に基づく補償給付支給基準」を
発表
- 1991年5月28日 宮崎県が「補償給付支給基準」に適応した7人を発表
- 1991年12月2日 宮崎簡裁で自主交渉の会（88人）と住友鋳が一律80万円の見舞金
で即決和解
- 1992年2月3日 宮崎簡裁で無所属の16人が住友鋳と即決和解。2人が和解を拒否

173-2 知事あっせん不当行政不服審査に関する略年表

(1)

- 1980年6月23日 鶴野秀男の障害補償費、遺族補償費、葬祭料、佐藤ハルエら2人の
障害補償費請求
- 1986年11月13日 3人の請求棄却の裁決

(2)

- 1985年12月3日 佐藤正四ら5人の障害補償費、佐藤ハルエら2人の遺族補償一時金、
葬祭料の請求
- 1990年3月27日 佐藤実雄と佐藤ハツネの県の処分を取り消して障害補償費支給、そ
の他5人の請求棄却の裁決

(3)

- 1986年11月1日 佐藤千代三ら2人が障害補償費を請求
- 1990年3月27日 2人の請求棄却の裁決

173-3 最高裁和解と公健法給付

1990年11月1日朝日新聞記事 (*172-4と重複)

「公健法給付 / 環境庁も継続方針 / 財源拠出 / 住友鋳に要求を検討」

土呂久公害訴訟の和解条項に「(原告らの) 損害について公健法給付により解決する」との項目が盛り込まれたことを受け、環境庁は31日「これまで通り被害者救済に万全を期す」(柳沢健一郎環境保健部長)として、給付を継続していく姿勢を明らかにした。

同法による医療費などの被給付者は64人(死亡者25人)。年間の総給付額は約8000

万円、これまでの累積額は約 9 億円に上る。「責任なし」と裁判で言い続けた住友鉱山はまったく財源を拠出していない。これまで公健法による基金の運用益が充てられており、いわば国が「立て替え払い」している格好だ。

環境庁では、公健法の「汚染者負担の原則」に基づき、過去の支払い分を含め、給付財源の拠出を住友側に求めていくことを検討しており、今後、国と住友側の話し合いが焦点になりそうだ。

読売新聞「土呂久 15 年訴訟（中）・記者座談会」（1990 年 11 月 2 日）より

一原告患者が（最高裁）和解を受け入れたのは、公害健康被害補償法の補償給付が存続すること、つまり「命ある限りの救済」が大前提だった。給付継続は訴訟継続をあきらめた患者らの命綱でもある。今後の給付について、環境庁はどう判断するだろうか。

A 給付の継続、打ち切りは、環境庁が今回の和解をどうみるか、にかかっている。

C 見舞金が公健法に規定されている「損害の填補」に当たるかどうかだ。13 条は「同一の事由について、損害の填補がなされた場合、その価格の限度で給付を免れる」と定められている」

D 和解では、原告らが住友鉱山から受け取っていた仮執行額の約 4 億 6500 万円を、いったん住友鉱山に返還して、同額を住友鉱山から見舞金という名目で、原告に支払う形をとったよね。

E 見舞金の性格をどう判断するか。賠償金という名目ならば、損害の填補にあてられるもの、と受け取られる可能性が強い。事実、一陣の控訴審では、賠償金から公健法給付分をしんしゃくする形で差し引いている。

B だから、あえて返還—支払いの形をとり見舞金という名目にしたんだ。だが、単純に計算して、見舞金を平均配分すると 1 人当たり 1000 万円以上。これを、単に見舞金として見ていいのか、という考え方もあるようだ。

F 原告団全員に一括して支払われた見舞金を、原告らが、どう配分していくかも判断の材料になるだろう。

（略）

A もう一つの論点は、公健法の財源を環境庁が住友鉱山に求償できるかどうかだ。

D 公健法の補償は、公害健康被害補償予防協会が、いわゆる公害企業から賦課金を徴収してプール、それを財源にしている。住友鉱山は係争中だったから、協会は「調査中」として賦課金を徴収していなかった。他の企業からの賦課金をプールした財源から立て替えた額は 9 億円にもなるというね。

E 賠償責任有りと、訴訟で確定すれば、協会は当然、住友鉱山に賦課金を求償していくことになるだろうが、和解で、住友鉱山の賠償責任は不問にされた。

F だけど、これはあくまで当事者同士の話。訴訟の 3 回にわたる判決で、住友鉱山に鉱業法上の賠償責任あり、と判断されている。環境庁が、和解、判決のどちらを重く見るか

だ。

B もし求償できないとすれば、土呂久の慢性ヒ素中毒症（公害病認定）には、賦課金を出す企業がないまま、給付が続けられるという初めてのケースになる。それだけに環境庁も慎重になることが予想されるね。

173-4 環境庁が住友鉱に公健法の給付金請求へという新聞記事

1991年2月21日読売新聞夕刊早版「公健法の全額10億円 / 国、住友鉱に請求決定」

宮崎県高千穂町の旧土呂久鉱山による公害事件で、環境庁は21日までに、過去17年間、被害者に支払われてきた約10億円にのぼる公害健康被害補償法の給付金額を住友金属鉱山（本社・東京）に請求することを決めた。公健法の被害者救済は汚染原因者の負担が原則だが、同社の賠償責任の有無は、患者側提訴の裁判で、昨年秋の和解まで激しく争われたため、請求を見合わせていた。今回の決定に同社の反圧は必至だが、環境庁は和解で棚上げされた同社の賠償責任を明確化するため、裁判も辞さないという異例の強硬方針で、関係官庁との協議を終え次第、正式手続きをとることにしている。

（略）土呂久公害では、49年から慢性ヒ素中毒症患者に給付が始まり、総額は平成元年度末で総額8億9415万4000円、同2年度給付も含めると、10億円近くに達する。

（略）46年に公害問題が浮上、同社は一度も操業しないまま48年に鉱業権を放棄している。このため、環境庁も同社を公害の原因者とは決めかね、費用の納付の請求を留保。他の公害被害者に使われる予算の運用益を土呂久に流用し、協会の経理上は貸付金として処理してきた。

一方、鉱業法には最終的な鉱業権者に鉱害の賠償を義務付ける規定があるため、被害者はこれを根拠に50年12月、同社を相手取り提訴。同社は賠償責任を全面的に否定、1、2審の敗訴判決を不服として最高裁に上告した。こうしたことから環境庁では、公健法の給付は被害者への損害賠償を立て替え払いしたものと位置づけ、賠償責任についての最高裁の判断に注目していた。

ところが昨年10月31日、最高裁で和解が成立。同社が見舞金約4億6500万円を払い、責任問題は棚上げされて裁判は終結した。環境庁では独自の検討結果から、「住友金属鉱山には鉱業法上の賠償責任がある」と判断、立て替え払い分の返還請求に踏み切ることになった。

住友金属鉱山の鎌田達郎総務部調査役の話「請求されるというような話は聞いていないので、どうこう言えないが、基本的には公健法の賦課金を納付する立場にはないと考えている

1991年2月22日朝日新聞「給付金、住友鉱に請求へ / 74年以来の10億円」

（略）公健法に基づいて患者に支払われてきた約10億円の給付金について、環境庁は

最終鉦業権者の住友金属鉦山（本社・東京）に請求する方針を固めた。関係省庁と協議を進めるが、住友鉦側が反発すれば、再び裁判で争われることも予想される。

（略）環境庁は①住友鉦以前の鉦業権者で支払い能力のある企業はない②1, 2 審とも住友鉦の賠償責任を認めている、などから、全額を住友鉦に請求できると判断した。

1991年2月22日西日本新聞「国、住友鉦に10億円請求へ / 『原因企業』に認定」

（略）約17年間被害者に支払ってきた補償給付金約10億円を請求するとともに、将来の補償について財源確保を求める方針を21日までに固めた。住友鉦側が請求に応じない場合、同庁は「訴訟も辞さない」としており、現在請求に向け通産省など関係省庁との調整を急いでいる。（略）

土呂久公害訴訟の原告側「被害者の会」の横井英紀事務局長（40）の話 住友金属鉦山への求償が決まれば、3度の原告勝訴判決を踏まえて、患者救済の責任が同社にあることを国が明確に認めたことになる。公健法に救済の多くをゆだねている患者にとっては、給付財源が確保され、救済の仕組みがすっきりするのでうれしいことだ。

173-5 宮崎県があっせん患者に公健法適用

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P159-160

公害健康被害補償不服審査会から、知事斡旋を受けた9人が公健法の給付を求めて起こした不服審査の裁決書が、郵送されてきたのは（1990年3月）28日のことである。7人は請求を棄却されていたが、佐藤実雄と佐藤ハツネの2人は「宮崎県知事の処分を取り消す」、すなわち県知事に、斡旋を受けたことを理由に公健法の給付を拒むのをやめよ、と命じる裁決だった。

「斡旋は不当だから斡旋を受けた者にも公健法の適用をせよ」というのは命の消えるまでベッドの上で闘いつづけた故鶴野秀男の遺言だった。公健法が施行されてから16年、知事斡旋による低額一時金と法による給付の累積額の格差は年々開いていくばかりである。たとえば同じ肺癌による死亡者は、公健法の適用者は遺族に給付される分を含め総額3000万円にのぼるのに、斡旋だとその8分の1の350万円で打切り。こんな格差を是正し平等救済へ向けて開かれた門戸はまだ狭く、行政不服で勝利したのは、斡旋のときなかった慢性気管支炎や皮膚癌がのちに発症した2人に限られていた。

31日、実雄、ハツネ、トネら被害者と守る会会員は、宮崎県庁奥の院の赤絨毯を敷き詰めた特別室に通されて、松形祐堯知事との交渉にのぞんだ。冒頭、知事は、

「今回裁決がでまして、斡旋和解で填補されていない損害があることが示されました。国の機関の不服審査会の裁決なので、厳粛に受けとめています。斡旋患者の方々には、ご迷惑をおかけしたとお詫び申し上げます。こんごは、内容を検討いたしますとともに法による給付に誠意をもって環境庁と協議していきたい」と、あっさり謝罪の言葉を述べたので

ある。県行政の最高責任者が、これまで決して非を認めようとしなかった斡旋で、患者に迷惑をかけたと詫び、出発点でおかした間違いを改めると言明した。横に座っていた田原直弘環境保健部長が、「同じ条件の斡旋患者は同等に扱う方向で環境庁と協議する」と述べると、トネがこんな話をして釘をさした。

「鶴江さんは、土呂久にやって来た黒木知事から『人間黒木が来たからもう大丈夫。安心しなさい』と言われ、黒木知事を神様のように仰いだ。その知事さんに裏切られたと、いつも悔しがって話していました。今日は、県の方たちが良い話をしてくれました。どうか、黒木知事みたいにならないで、患者の立場にたって救済してください」

鶴江と秀男が辛酸をなめてから 17 年余、泣いて、悔やんで、怒りをぶつけ、苦しみのうちに無念を晴らせずこの世を去った 2 人。その仲間と支援者が遺志を継ぎ、大変な時間と労力をさいて、やっと行政に過ちを認めさせ、法で保障された権利回復の日を迎えることができたのである。

斡旋患者への公健法支給基準の作成にあたり、公害課は「被害者の意見を聞きたい」として、行政不服の患者側代理人をつとめた横井や川原らと 2 度にわたる意見交換の場を設定し、裁決の解釈をめぐって討議した。患者の声を無視しつづけた初期の行政を知る者には、その姿勢の変わりように隔世の感がした。

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P169-170

宮崎県公害課は（1991 年）5 月 17 日、「あっせん患者に対する法に基づく補償給付支給基準」を発表した。行政不服審査会が前年 3 月、斡旋患者にも公健法を適用せよという裁決をだしたことを受けて、県は被害者の会の意見を聞き、環境庁と協議しながら基準づくりを進めていたのだ。発表された基準の一部は次のようなものだ。

1 障害補償費の支給基準

①3 次、4 次及び 5 次あっせん患者について

次のア、イ又はウに該当する場合に支給する。

ア あっせん和解当時認定要件に含まれていた症状（皮膚症状、鼻の症状及び多発性神経炎）のいずれか又はあっせん和解当時障害程度の評価基準に含まれていたボーエン病の症状により、障害の程度が特級又は 1 級になった場合

イ あっせん和解後に認定要件に加えられた症状（長期にわたる気管支炎症状）又は障害程度の評価基準に加えられた症状（肝臓および肝脾症候群）のいずれかにより、障害の程度が 3 級以上になった場合

ウ あっせん和解当時障害程度の評価基準に含まれていた皮膚癌、肝硬変又は肺癌の症状により、障害の程度が 3 級以上になった場合

いくつかのケースに分けて設けられた基準は、斡旋のとき慢性砒素中毒症とみなされていた皮膚の病変、ボーエン病、鼻の症状、多発性神経炎がその後予測を超えて悪化した場合や、斡旋の対象とされていなかった皮膚癌、肝硬変、肺癌、肝臓、肝脾症候群、

慢性気管支炎が発症したとき、公健法の給付を開始するというものである。

その月の28日、県環境保健部は斡旋受諾患者やその家族を土呂久公民館に集めて説明会を開いた。同部次長の溝口晃が「亡くなられた方々を含め、皆さま方には多大のご迷惑をおかけしました」と謝って、職員が基準を説明し、1人1人量の部屋に呼んで個別に結果を伝えた。広間へ戻ってくるほとんどの患者の表情は曇っている。

斡旋を受けた患者82人中、すでに亡くなった38人は最初から対象外とされ、生存している44人のうち障害補償費が支給されるようになったのは7人、症状が軽くて療養費と療養手当だけ支給が1人という結果だった。せつかく開かれた扉が狭すぎて、8割にのぼる36人の患者がふるいからもれた。しかも、そのうちの34人が自主交渉の会の会員たち。

「県の言うことをずっと聞き入れた者が、ばかをみるのは納得できんですわ」

「少額でもいいから、みんなに支給するのが当然じゃないですか。みんな死んでしまうんですよ。早よ、枠を広げてやってもらわんとですわね」

被害者の会に加わらず、行政や企業との円満な話し合いを選んだ自主交渉の会の患者たちが、救済の枠からはみだして、報道記者の取材に小さな声で答えて引き揚げていく。1年前の裁決に示された指標をもとに作成されたこの基準は、行政不服という闘いにつきまとうどうしようもない限界性を教えていた。1次斡旋での行政の裏切りが許せないとして、患者と支援者で進めた18年に及ぶ闘いは、出発点で犯した行政の過誤を完全に正し、すべての斡旋患者を等しく救済する地点へ到達するには至らなかったのだ。

1991年5月18日毎日新聞記事

「和解患者に公健法適用 / 宮崎県、補償に新たな道」

宮崎県西臼杵郡高千穂町の土呂久公害で、宮崎県は17日、すでにあっせんによって企業側と和解した認定患者に対し、これまで適用を認めていなかった公害健康被害補償法に基づく補償金の給付をするための基準を発表した。あっせん患者、認定患者145人のうち82人で、生存者は44人。これまであっせん和解を理由に20年近くも不平等な取り扱いを受けてきた患者に、新たな補償の道を開くものとして注目される。

あっせんは、土呂久公害が告発された1971年11月の直後の72年から76年にかけて、当時の知事によって行われ、計82人が住友金属鉱山と平均310万円の補償金で和解した。82人には、他の認定患者が毎月受けている補償がなされていなかった。

ところが昨年3月、国の公害健康被害補償不服審査会が、あっせん患者2人に対し「和解後、重大な症状が出た場合、新たに公健法給付の対象になる」との判断を示した。この裁決を受け、県と環境庁が基準作りを進めていた。

基準は、あっせん患者に対し①和解当時、認定要件に含まれていた皮膚症状、鼻の症状、多発性神経炎と、障害程度の評価基準となるポーエン病（皮膚病）が、入院を必要とする1級、特級に悪化した場合②皮膚がんや慢性気管支炎など6症状が、検診の結果3級以上

になった場合—など。

1991年5月18日宮崎日日新聞記事

「補償支給基準決まる / 公健法適用 / 知事あっせん患者に」

(略)

県が示した補償費支給のための基準について土呂久鉱山公害被害者の会の横井英紀事務局長(40)は①障害補償は過去にさかのぼらず、昭和46年の鉱害告発以来20年近い歳月の補償は対象にしていない②遺族に対する補償も死亡後2年間の時効を指摘。「法の下に不平等な状態にあったあっせん患者たちを救済する道を開いたことで一定の評価はできる。だが、もっと早い時期にすべきことだったし、症状の程度の判定も厳しい。患者個人にどう適用されていくか、現地説明会の結果を関心をもって見守りたい」と語っている。

1991年5月18日朝日新聞記事

『前向きの措置』『適用少ないのでは……』 / 土呂久公害で公健法の基準 / 期待と不安に揺れる現地 / 『全員に支給してもらいたい』

西臼杵郡高千穂町の土呂久公害で、知事あっせんを受けた患者に対する公健法適用の基準が17日、県から示されたが、地元では「前向きの措置」と評価する一方で、誰に適用するか、具体的になっていないため、「適用人数は少ないのでは」と不安の声もある。

(略) 訴訟に加わらなかった患者らがつくる「自主交渉の会」(小笠原徳一会長)のメンバーは、3、4月ごろから今回の基準を待っていた。黒木米男さん(61)は「私はすでに公健法の適用を受けているが、仲間ももらえるようになればいい」と期待する。最近はこの集まりを持っていないこともあり、だれに適用が認められるか、あまり話題になっていないというが、「全員に支給してもらいたい」と小笠原会長は強調した。

1991年5月22日朝日新聞記事

「息詰める『和合のむら』土呂久 / あっせん患者に公健法適用の道 / 救済の尺度にかなうか / それとも見放される？」

長かった15年間の裁判が和解してから、約7カ月。あっせん患者たちは、新緑がもえる山深い谷間の村で、救済の尺度にかなうのか、それとも見放されるのか、息を詰めて待っている。

県が17日に発表した公健法の「補償給付支給基準」の対象者は、死亡者3人を含め47人。生存者44人のうち、41人が裁判に加わらなかった。この問題は、裁判をしなかった患者に、より切実だ。そのほとんどが入る「自主交渉の会」は、死亡者を含め会員88人で、死亡者を含め23人が公健法の給付を受けている。

会長の小笠原徳一さん(73)はあっせん患者。自分に基準が適用されるかどうか、期待

と不安の日々だ。それに加えて、鉾山の最終鉾業権者、住友金属鉾山（本社・東京）との補償交渉が未解決なのも、気が重い。「今のところ、表立った動きはない。住友鉾からの接触は、何もありません。今回の基準適用の様子を見ているのではないか」という。「裁判の間、静かにしていた。そろそろ住友鉾から、何らかの話があってもいいはず」との思いは強いが、必ず補償されるという保証はないのだ。

（略）原告患者は死亡者を含め 40 人。うち、あっせん患者は 12 人。生存者 3 人が基準の対象になる。うち 1 人は不服審査会の裁決で公健法の補償給付を受けられるようになった。あと 1 人が不支給取り消しの裁決を得たが、実際にはまだ給付されていない。

（略）「和合の村」といわれた土呂久。ヒ素鉾山と、その鉾害が村人を引き裂いた。裁判が終わり、あっせん患者にも救済の扉が開かれて、再び手をつなぎ合う機運が生まれたようだ。

1991 年 5 月 29 日宮崎日日新聞記事

「公健法適用は 7 人 / 知事あっせん土呂久患者 / 県の新基準 / 補償、療養費を支給」

高千穂町の土呂久鉾害で知事あっせんを受諾したため公害健康被害補償法に基づく支給が受けられない慢性ヒ素中毒症認定患者に対し、県は同町土呂久公民館で公健法の新しい適用基準についての説明会を 28 日開き、7 人に障害補償費や療養費などを支給することを明らかにした。低額の和解金だけだったあっせん患者にも法的救済の道はようやく開かれたものの、生存中のあっせん患者 44 人のうち該当者はわずか 16%で、適用基準は予想以上に厳しい内容だった。

（略）あっせん受諾者にも公健法適用を定めたのは、昨年 3 月の国の公害健康被害補償不服審査会の「和解の後に重大な障害が出た場合は、補償の対象となる」との不支給処分取り消しの裁決に従ったもので、県は環境庁と協議、基準作りを進めていた。

1991 年 5 月 29 日毎日新聞記事

「補償給付わずか 8 人 / 県の審査基準厳しく」

（略）適用者が少なかったのは、①あっせん和解当時の症状がその後入院を必要とする 1 級、特級に悪化した場合②あっせん和解後、新たに認定要件などに加えられた症状が 3 級以上になった場合——と審査の基準が厳しかったため。この点について県公害課は「症状の悪化については検診の結果認められず、和解後、認定要件などに加えられた慢性気管支炎がほとんどだった」と説明。

1991 年 5 月 29 日毎日新聞宮崎版記事

『「こげな人数、納得できん」 / 患者から憤りの声 / 適用患者も複雑』

「こげな人数しか救済できんじゃ、納得できん」—高千穂町の土呂久公害で、県は 28 日、知事あっせん患者に対する公害健康被害補償法適用の通告をした。（略）実質適用者

は7人に過ぎず、患者からは行政に対する不満や憤りの声が聞かれた。

(略) 支援者の見方も厳しい。土呂久鉱山公害被害者の会の横井英紀事務局長(40)は「率直に言って厳しい内容だ。適用の根拠になるのは患者の症状のとらえ方。文献やデータなどで照会するともっと該当者は多いと思っていたが……」。一方、土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会の川原一之事務局長(44)は「ヒ素中毒は進行性の公害病で、一時金を出せば終わりというのがそもそもおかしい。生涯補償の公健法をみんなに適用すべきだ。知事あっせんは過去の歴史に大きな傷跡を残している。残された30数人の救済法を県単独でも検討すべきだ」と話していた。

1991年5月29日西日本新聞記事

「壁破ったが喜べぬ / 『平等に』届かず / 狭き門に仲間気遣う」

『なぜ全員に払えないんだ』。行政の救済に望みを託した患者に不満と当惑の表情が広がった――。(略)「給付あり」は38人中、わずか7人。数少ない給付対象者には笑顔もなく、給付の壁が閉ざされた患者は口々に不満をぶちまけるなど、説明会会場にはくっきりと“色分け”された双方の複雑な思いが交錯した。

(略)療養給付のみだが、数少ない給付対象者の一人となった工藤ツタエさん(63)は、当惑した表情でうつむいた。「なんか自分らが仕分けされよるごとして、本当は来とうなかつたよ」。ツタエさんはハツネさんと家が隣同士だ。しかし裁判には加わらなかった。土呂久が裁判に揺れ続けてきた15年間。2人の親しい付き合いは変わらなかったが、公害や裁判について話をするのは一切なかった。「給付はうれしい。でも、みんな平等に支給を受けたかった」と、ほかの仲間を思い気遣った。

1991年5月29日西日本新聞

解説 遅すぎた行政の決断

(井手俊作記者)

四大公害の一つ、土呂久公害事件の患者救済史は、二つの側面を持つ。一つは昨年秋、提訴から15年ぶりに和解が成立した「司法救済」、一つが公害健康被害補償法に基づく「行政救済」である。

知事あっせん患者7人への公健法給付が決まったことは「あっせんで損害はすべて補償済み」として支給の門戸を閉ざし続けてきた行政救済システムが、その矛盾と欠陥をやっと解消したことを意味する。第一次知事あっせんの際に同県は、患者たちに強引に受諾を迫った経緯がある。こうして公害事件の収束を急いだ結果、知事あっせんの存在はその後の患者救済に深刻なひずみをもたらした。

知事あっせんの救済範囲を限定的にとらえた土呂久公害訴訟一陣一審判決(59年)は、行政があっせん効力へのこだわりを捨てる機会だったが、静観。国の公害健康被害補償不服審査会の裁決(昨年3月)まで「あっせんの効力」に固執し続けた。

遅きに失した方針変更の陰で同法の救済を受けられないまま死去したあっせん患者は、

半数近い 38 人に上る。土呂久公害事件における救済行政の当初の拙速と消極性が、患者の「救済を受ける権利」の消滅につながった事実は重く、今回の措置で行政責任がぬぐい去られるわけではない。

1991 年 5 月 29 日西日本新聞宮崎版記事

『全員への給付だったら……』 / 複雑な思い交錯 / 患者ら質問もなく」

「国、県は不公平じゃ」「支給は決まったけど、大きな声では言えない」—土呂久公害問題で、県が初めて知事あっせん患者に公健法の補償給付説明を行った 28 日、会場となった現地の高千穂町土呂久公民館では、患者たちの不満とあきらめの複雑な思いが渦巻いた。隣人への配慮からか、給付開始を通告された患者にも喜びの表情は見られなかった。

(略) 患者たちは、公民館内で 3 カ所に分かれて、5-10 分ずつ県職員から個別に診断の結果と給付の有無を聞いた。その中で「障害補償費の給付」を言い渡された富高由子さん (55) は「全員もらえると良かったのに、難しいことは分らんけど」とほっとした表情ながらも、小さな声でうつむいた。しゃべる度にせき込む。「朝起きた時などは、せきやたんが出て止まらない。健康面が不安で外に出ることもない」。最高齢の給付者となる佐藤カジさん (94) は、自宅で「給付開始」の報告を聞いた。「知事さんのあっせんの時は、年寄りということで若い者よりも額を減らされた。そして、この年になっての給付。なんか割に合わん」と口をとがらせた。

173-6 公健法給付説明会後のあっせん患者のコメント

1991 年 5 月 29 日西日本新聞

「知事あっせん患者らの声」

工藤ツタエさん (63) なんか自分らが仕分けされよるごとして、本当は来とうなかったとよ。療養給付はうれしい。でも、みんな平等に支給を受けたかった。

佐藤福市さん (73) 支給を受けることになりました。みんな平等にしてほしかったですね。病院までの足代に少しは助かります。今は、右肩が痛く、月に 1 回は高千穂町内の病院に通っている。自分の元気が衰えていくのが不安です。

佐藤谷蔵さん (86) 心臓が悪く、4 年間薬を飲んでいる。左耳が遠くなってしまった。65 歳の長男が養蚕のまゆを出荷に行く途中に交通事故で死亡した。今度の支給はありがたい。これで生活が少しは助かる。妻＝ユキミさん (85) ＝は支給が見送られた。

佐藤ノブ子さん (77) 適用は受けませんでした。気管支が悪く、すぐ風邪を引きのどを痛め熱が出る。肝臓なども弱り、最近では心臓病も併発しているのに、該当しなかった。最低でも支給するよう県も再考してほしい。手続きをすれば役場からお金が出るが、手続きが面倒でしかも往復の通院タクシー代で消えるほど、だから手続き

もしない。一日も早い全員救済を望んでやみません。

松本愛子さん（60） 残念です。認定患者なのに、なぜみんなに最低でもいいから救済できなかったのかしら。薬が切れたら皮膚が全身荒れるので、熊本市の専門病院に月1、2回通っているんです。点滴まで打ってもらっているのに、どうしてもれたのか分からない。

50歳代の女性 気管を痛め、月1回前後通院中でしたが、昨年の検診後、9月に急にせきこんだと思ったら血たんが出てびっくりしました。公健法給付対象に入れてもらえなかった。風邪を引いたら肺炎になりそうで不安な日々。つい最近も血たんが出て、健康に自信を失っています。検診があれば早く受けたい。

小笠原徳一さん（73） 支給は見送られました。支給決定が7人ぐらいではどうしようもない。自主交渉の会会長として、今後は支給基準を広くしてもらい、該当者をよけいに取り上げてもらうように、県にお願いした。

佐藤十蔵さん（83） 6年ぐらい前から頭が痛くなり、今はふらふらする。残念ながら支給はパスされた。不公平ではないか、という気持ちです。

50歳代の男性 駄目だった。思えば昔、この公民館を借り、亡き父と4年間鉾山に坑木を納めたものだ。通院実費ぐらいい出してほしい。認定患者全員の救済こそ、自主交渉派の患者の思いだったのでは、と思う。

70歳代の男性 該当しなかった。給付を一日千秋の思いで待っているのに非情な宣告だった。認定患者を“差別”するのは納得がいかない、というのが率直な今の感想だ。

50歳代の男性 駄目だった。（あっせん受諾の）ハンコを押したので仕方がないが、同じ認定患者なので、全員のいっせい救済が本当の救済ではないのか。県の言うことを聞き入れた者がばかを見るのは納得しがたい。県の再考を切望してやまない。

60歳代の女性 私も認めてもらえなかった残念組です。キリキリとひざが痛み出しても、田植えの準備に追われて病院にも行けない毎日。一昨年、夫に先立たれたし、農作業に追われ通し、病気がひどくならないといいが、不安が募るばかりです。

60歳代の女性 該当しませんでした。鼻と気管が悪い上、高血圧にもなり、月に2回通院中。命も先が短くなったのに。同じ認定患者なのになぜみんな一緒に受給できないのか、残念でなりません。

盛実弘行さん（59） 給付は受けられなかった。不公平だ。給付開始の人数が少なすぎる。

173-7 記録作家川原一之のコメント

朝日新聞（1991年5月18日）への投稿

「全患者救済へ さらに努力を」

「低額のあっせんを無理やり押しつけられた。補償をやり直してください」。第1次あ

っせんの患者が声をあげ続けて19年目、県がやっと救済の扉を開いた。ここに至るまで、なんと険しい道のみであったことか。

県議会で「密室で押しつけた」と追及され、日弁連の調査団からは「公序良俗に反する」と批判され、裁判所の3度の判決はいずれも「一部症状に対する補償でしかない」と指摘した。しかし県は「あっせんは正当。これですべての補償は終わっている」と、かたくなに言い続けたのである。その姿勢も、公害行政のお目付け役の不服審査会が出した判決の前に、変更せざるを得なかった。今回の「基準」は、県があっせんの欠陥を認めて是正の一步を踏み出したわけで、その意義は極めて大きい。

はたしてこの基準で、どれだけの患者が救済されるのか、問題は、そこにある。判決は、7人2遺族のうち2人、約2割に道を開いたにすぎなかった。判決に沿ったこの基準でも、多くの切り捨て患者がでることが懸念される。あっせんを受けた82人のうち生存者は44人。低額一時金で打ち切れ、その後もヒ素中毒に苦しみ続ける全員が、生涯にわたり救済されなければ、あっせんを受けた土呂久の深い傷は、まだまだ残り続ける。

今回開かれた救済の扉を、もっと大きく開くために、県のさらなる努力を望む。

1991年5月29日西日本新聞宮崎版談話

「救済の落差解消を / 行政は見捨てるな / 記録作家川原さん」

知事あっせんは土呂久公害の病像を皮膚の症状を中心にとらえ、平均310万円で終わりにした。最後の5次あっせんから既に15年。環境庁の外郭団体でお目付け役の公害健康被害補償不服審査会が判決で指摘するまであっせんの誤りをほうってきた責任は重い。その後、裁判や行政不服審査でも後遺症型ではなく悪化する進行性の病気と分かり、行政はあっせん患者にも支給への道を開かざるを得なくなった。その意義は大きいですが、問題は「開いた道の狭さ」にある。

裁判をした患者さんには和解の見舞金が出ているが、今度公健法給付が支給されるのはほとんどが自主交渉の人々で、最終鉦業権者の住友金属鉦山との交渉は進んでいない。それだけに、今度の措置が決して「見捨てる行政」であってはならないだろう。

患者さんの終身救済を考える上で、もし公健法給付が無理なら、それに代わる県単独の福祉的な制度が必要ではないか。でなければ、あっせん患者が受けた傷は残り続けるし、救済のルールが出来上がったとは到底言えまい。

裁判をした人とそうでない人、あっせんを受けた人とそうでない人との間で、救済にあまりにも大きな落差が生じた。みな同等の救済がなされたときに初めて、土呂久公害に関しての地域住民間のわだかまりがとれるのではないだろうか。 (談)

「命あるうち一土呂久第2陣結審を前に(6)ー」

自宅の玄関で取材に応じた黒木前知事は顔の色つやもよく、とても八十路を迎えた人には見えなかった。「どうしていまごろ土呂久か」といふかりながらも、あっせんの経過を説明し、「知事が公害あっせんをするなど全国にも例がなかった。住民の健康問題を何とかしてやらんといかんということで……。僕の立場は被害者側だわな。最善を尽くしました。それにしても住友がよく金を出したもんだ」などと語った。

173-9 2022年11月末の公健法適用者

宮崎県環境管理課調べ(2023年1月16日に電話で聞き取り)

2022年11月30日現在

認定患者 総数 215人(生存42人、死亡173人)

公健法の適用者数 150人(生存40人、死亡110人)

「公健法に基づく補償基準」該当者 17人(生存2人、死亡15人)